

福井県報

第 363 号
令和 7 年
8 月 19 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（49
・地域医療課）…………… 2

告 示

- 福井県情報公開条例第38条第1項の規定により知事が定める法人の一部改正（
362・情報公開・法制課）…………… 3
- 公印の改刻および廃止（363・同）…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（364・福井農林総合事務所）…………… 3
- 特定第2号漁業者の共済契約締結の申込みに係る同意成立の届出について（36
5、366・水産課）…………… 3

公 告

- 福井県ふぐ処理師試験の実施（医薬食品・衛生課）…………… 4
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施につい
て（衛生環境研究センター）…………… 5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決
定（会計課）…………… 8
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施につい
て（教育政策課）…………… 8

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（102）…………… 11
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出（103）…………… 11
- 政治団体の解散の届出（104）…………… 12

規 則

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第49号

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則（昭和25年福井県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	金額	区分	金額
1～29（略）	（略）	1～29（略）	（略）
30 腸チフス	<u>9,550円</u>	30 <u>（輸入）</u> 腸チフス	<u>8,420円</u>
31～33（略）	（略）	31～33（略）	（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福井県告示第362号

福井県情報公開条例第38条第1項の規定により知事が定める法人（平成12年福井県告示第633号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月19日

福井県知事 杉本 達治

表を次のように改める。

名 称	主たる事務所の所在地
公益財団法人福井県グローバル人材基金	吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
一般財団法人福井県産業廃棄物処理公社	福井市白方町46-3
一般財団法人認知症高齢者医療介護教育センター	福井市島寺町93-6
公益財団法人ふくい産業支援センター	坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16
公益財団法人福井県国際交流協会	福井市宝永3丁目1-1
公益財団法人福井県文化振興事業団	福井市今市町40-1-1
公益社団法人ふくい農林水産支援センター	福井市松本3丁目16-10
公益財団法人福井県林業従事者確保育成基金	福井市江端町20-1
公益財団法人福井県建設技術公社	福井市松本3丁目16-10
公益財団法人足羽川水源地域対策基金	福井市大手3丁目17-1
公益財団法人福井県下水道公社	坂井市三国町池見2-27
株式会社ハピラインふくい	福井市大手2丁目4-13
福井県原子力リサイクルビジネス準備株式会社	敦賀市中央町1丁目13-40

福井県告示第363号

公印の改刻および廃止をしたので、福井県公印規則（昭和33年福井県規則第52号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年8月19日

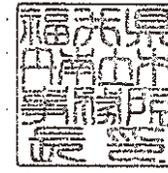
福井県知事 杉本 達治

改刻した公印

使用開始年月日 令和7年10月1日

規 格 方2.1センチメートル

印 影 福井県丹南土木事務所長印



廃止した公印

廃止年月日 令和7年10月1日

規 格 方2.1センチメートル

印 影 福井県丹南土木事務所長印



福井県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年8月19日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
足羽文殊土地改良区	令和7年8月7日

福井県告示第365号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めたとので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年8月19日

福井県知事 杉本 達治

越前町A加入区

1 発起人の住所および氏名

丹生郡越前町新保12-1-1

小林 利幸

丹生郡越前町新保13-17

北瀬 良寛

2 区 域

越前町漁業協同組合の地区のうち、旧越前漁業協同組合の地区の区域

3 区 分
機船底びき網漁業、沖合底びき網漁業、沖合底びき網漁業および貝かご漁業を併せ
営む漁業区分

4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準
用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和7年7月14日

福井県告示第366号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項
において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者
の同意が要件に適合すると認めたので、法第108条第5項において準用する法第105
条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年8月19日

福井県知事 杉本 達治

越前町G加入区

- 1 発起人の住所および氏名
丹生郡越前町高佐白浜20-4-1
株式会社 福丸
丹生郡越前町高佐35-11-1
高矢 大正
- 2 区 域
越前町漁業協同組合の地区のうち、旧高佐漁業協同組合の地区の区域
- 3 区 分
沖合底びき網漁業、沖合底びき網漁業および貝かご漁業を併せ営む漁業区分
- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準
用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日
令和7年7月14日

公 告

福井県ふぐの処理に関する条例（平成12年福井県条例第16号）第9条の規定に基づ
き、令和7年度福井県ふぐ処理師試験を実施するので、福井県ふぐの処理に関する条例施
行規則（平成12年福井県規則第114号）第11条の規定により、次のとおり公告する
。

令和7年8月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）
第57条に規定する者
- 2 試験の期日等
令和7年10月31日（金）および同年11月1日（土）
- 3 試験の場所
1日目 福井県生活学習館
（福井市下六条町14-1）
2日目 学校法人天谷学園 天谷調理製菓専門学校
（吉田郡永平寺町松岡兼定島34-3-10）
- 4 試験科目
(1) 学科試験
ア 水産食品の衛生に関する知識
イ ふぐに関する一般知識
(2) 実技試験 ふぐの処理に関する技術
- 5 願書配布
(1) 配布期間
令和7年8月25日（月）から同年9月16日（火）まで
（8時30分から17時15分まで 土曜日、日曜日、祝日を除く）
(2) 配布場所
福井市保健所、県健康福祉センターまたは健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課
で配布する。
なお、受験願書等の様式は、県のホームページからダウンロード可能。
- 6 願書受付
(1) 受付期間
令和7年9月1日（月）から同年9月16日（火）までに下記提出先へ直接持参ま
たは郵送により提出する。
（8時30分から17時15分まで 土曜日、日曜日、祝日を除く）
郵送による申込みの場合、令和7年9月16日（火）までの消印のあるもの
に限り、受け付ける。
(2) 提出先
県内に在住する者は、当該住所地を管轄する県健康福祉センターまたは福井市保健
所、県外在住者は県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出する。

管轄市町等	所在地	電話番号
福井市	福井市保健所(生活衛生課) 〒918-8004 福井市西木田2丁目8-8	0776-33-5183
永平寺町	福井健康福祉センター 環境衛生課	0776-36-1119

	〒918-8540 福井市西木田2丁目8-8	
あわら市、坂井市	坂井健康福祉センター 環境衛生課 〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0600
大野市、勝山市	奥越健康福祉センター 環境衛生課 〒912-0084 大野市天神町1-1	0779-66-2076
鯖江市、越前市、池田町、 南越前町、越前町	丹南健康福祉センター 生活衛生課 〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
敦賀市、美浜町、 若狭町(旧三方町)	二州健康福祉センター 生活衛生課 〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770-22-3747
小浜市、高浜町、おおい町、 若狭町(旧上中町)	若狭健康福祉センター 環境衛生課 〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300
県外在住者	健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 食品安全グループ 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1	0776-20-0354

(3) 提出書類

ア ふぐ処理師試験受験願書

イ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの。）

7 受験手数料および納付方法

(1) 受験手数料

14,000円

(2) 納付方法

手数料納付システムまたは窓口でのキャッシュレス決済による納付

8 合格発表

(1) 発表日時

令和7年11月21日（金）10時00分

(2) 発表方法

ア 県庁1階掲示板、県健康福祉センター掲示板に合格者の受験番号を掲示
（令和7年12月5日（金）17時15分まで）

イ 県のホームページに合格者の受験番号を掲載（令和7年12月5日（金）17時15分まで）

ウ 合格者には合格した旨を通知

9 試験結果の取扱い

受験者本人より、試験結果について開示を求められた際は、口頭により受験者本人の総得点および科目別得点の情報を開示する。

(1) 開示期間

令和7年11月21日（金）から同年12月19日（金）まで

（8時30分から17時15分まで（11月21日は10時00分から） 土曜日、日曜日を除く）

(2) 開示場所

県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

(3) 必要な書類

受験票および受験者本人であることを証明する書類

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月19日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 賃貸借をする業務（以下「賃貸借業務」という。）の名称および数量

トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置賃貸借契約一式

・ガスクロマトグラフ：1台

・トリプル四重極型質量分析計：1台

・オートインジェクター：1台

・オートサンプラー：1台

・制御用パソコン（PC）およびソフトウェア：1式

・液晶カラーモニター：2台

・カラーレーザープリンター：1台

・NISTライブラリ：1式

(2) 賃貸借業務の内容等

入札説明書およびトリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間等

機器納入期限：令和8年1月30日

賃貸借開始日：令和8年2月1日

賃貸借期間：令和8年2月1日から令和18年1月31日まで（120カ月）

この場合に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額に減額または削除があった場合は、この契約を解除する。

(4) 実施場所

福井県福井市原目町39-4 福井県衛生環境研究センター

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という

。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に係る賃借機器を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) この入札に係る賃借機器に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、迅速かつ円滑に対応することができるものと認められる者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8551

福井県福井市原目町39-4
福井県衛生環境研究センター 管理室
電話 0776-54-5630

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあっては入札説明書別紙様式2)に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

期限までに申請書を提出しない者または確認を受けられなかった者はこの入札に参加することができない。なお、当該提出書類等の内容について、当該技術的審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求める場合がある。

- (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間

令和7年8月19日(火)9時00分から令和7年9月16日(火)16時00分まで

- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加資格確認申請書の情報が、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、提出期間中に記録されたものを有効とする。

入札参加資格確認申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

持参または郵便等により提出すること。ただし、郵便等により提出する場合、配達記録の残る書留郵便等を利用すること(提出期間内に必着)。

- (3) 提出先

4(1)と同様とする。

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

- (1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

- (2) 入札書の提出期間

令和7年9月29日(月)8時30分から17時00分まで

令和7年9月30日(火) 8時30分から16時00分まで

(3) 開札日時および開札場所

令和7年10月1日(水) 10時00分

福井県福井市原目町39-4

福井県衛生環境研究センター

7 入札方法

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額(10年間の見積金額を120で除した額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

様式

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先(e-mail):

eiken@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 福井県財務規則第151条第1項第1号から第9号までのいずれかに該当する入

札

イ 申請書等を提出期限までに提出しなかった者がした入札

ウ 入札参加資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者がした入札

エ 電子入札においてICカードまたはIDパスワードを不正に使用した入札

(4) 契約書作成の要否

要

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査をする時期と場所

ア 申請書の受付時期

福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務事務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2

項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アの届出を警察署に行ったときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠った場合、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased:

Triple quadrupole gas chromatograph mass spectrometer 1set

(2) Date,Time of Bidding:

10:00 A.M. 1st October 2025

(3) Deadline for delivery:

30th January 2026

(4) Period of contract:

From day of contract to 31st January 2036

(5) The place for delivery and Contact for notice:

Fukui Prefectural Environmental Sanitation Research Center.

39-4 Harame,Fukui City,

Fukui prefecture,910-8551 Japan.

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
フェムト秒レーザの購入（工業技術センター）
フェムト秒レーザ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県産業労働部工業技術センター
福井県福井市川合鷺塚町61-10
- 3 落札者を決定した日
令和7年8月6日
- 4 落札者の名称および住所
吉岡幸株式会社
福井県福井市宝永3丁目22-5
- 5 落札金額
51,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和7年6月24日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
県立学校非常通報装置導入および保守業務
 - (2) 業務内容
入札説明書および県立学校非常通報装置導入および保守業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
 - (3) 委託期間

(4) 履行場所

学校名(全日)	所在地
藤島高等学校	福井市文京2-8-30
高志高等学校	福井市御幸2-25-8
羽水高等学校	福井市羽水1-302
足羽高等学校	福井市杉本町44
三国高等学校	坂井市三国町緑ヶ丘2-1-3
金津高等学校	あわら市市姫4-5-1
丸岡高等学校	坂井市丸岡町篠岡23-11-1
大野高等学校	大野市新庄10-28
勝山高等学校	勝山市昭和町2-3-1
鯖江高等学校	鯖江市舟津町2-5-42
鯖江高等学校(丹南C)	鯖江市熊田町10-7
丹生高等学校	丹生郡越前町内郡41-18-1
武生高等学校	越前市八幡1-25-15
武生東高等学校	越前市北町89-10
敦賀高等学校	敦賀市松葉町2-1
美方高等学校	三方上中郡若狭町気山114-1-1
若狭高等学校	小浜市千種1-6-13
若狭高等学校(海洋C)	小浜市堀屋敷2-5-2
若狭東高等学校	小浜市金屋48-2
福井農林高等学校	福井市新保町49-1
坂井高等学校	坂井市坂井町宮領57-5
科学技術高等学校	福井市下江守町28
奥越明成高等学校	大野市友江9-10
武生商工高等学校	越前市文京1-14-16
敦賀工業高等学校	敦賀市山泉13-1
福井商業高等学校	福井市乾徳4-8-19

県立学校(定通)	所在地
丸岡高等学校	坂井市丸岡町内田13-6
道守高等学校	福井市若杉町35-21

- 2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札ま

でに資格の認定を受けた者を含む。)であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止または指名除外期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福井県に納付すべき県税(全税目)に滞納がない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 日本国内に事業所を有する者であること。
- (7) 本件調達に係る業務を誠実に履行できる者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1

福井県教育庁教育政策課 学校施設整備グループ

電話 0776-20-0564

- (2) 入札説明書等の交付期間
令和7年8月19日(火)から令和7年9月8日(月)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の8時30分から17時まで
- (3) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあっては、入札説明書別紙2)に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期限
令和7年9月8日(月)17時まで
- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名および認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む。)または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

(提出先)

4(1)と同様とする。

- (3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

4(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年9月29日（月）8時30分から令和7年9月30日（火）16時00分まで（必着）

ア 開札日時

令和7年10月1日（水）13時00分

イ 場所

福井県庁 11階 教育政策課

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、次の①および②の金額をそれぞれ記載した入札内訳書を、入札書に添付すること。

① 機器の設置・設定に係る経費（税抜き）

② 令和8年3月1日以降に経費が発生する保守サービスの月額および全期間の総額（税抜き）

なお、「①機器の設置・設定に係る経費」は総額の72.759%以下とする。額の計算において1円未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。

8 落札者の決定方法

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県教育庁教育政策課 学校施設整備グループ

0776-20-0564

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。

(3) 入札の無効

財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) 県立学校の図面の閲覧場所

4(1)と同様とする。

閲覧を希望する際は事前に担当者に連絡すること。

また、県立学校について現地調査を希望する場合は、調査を希望する学校にその日

時、現地調査をする者の氏名等を教育政策課学校施設整備グループの契約担当者に前もって連絡し、許可を得て行うものとする。

(8) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出について

(福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに(当日中)、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

提出先 (e-mail)

kyousei@pref.fukui.lg.jp

1 1 Summary

(1) Name of business:

Installation and Maintenance of Emergency Notification Systems for Prefectural Schools

(2) Date, Time of Bidding:

13:00 1st October 2025

(3) Period of Contract:

From contract date to 29th February 2032

(4) The place for delivery and contact point for the notice:

School Facilities Development Group, Education Policy Division, Fukui Prefectural Board of Education, 17-1 Ote 3-chome, Fukui City, Fukui Prefecture.

TEL 0776-20-0564

kyousei@pref.fukui.lg.jp

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年8月19日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和7年6月30日	自由民主党福井県坂井市第七支部	森 嘉治	浦井 龍英	坂井市丸岡町舟寄10-3-26

令和7年7月17日	自由民主党福井県坂井市第六支部	南川 直人	高嶋 信博	坂井市丸岡町霞町3-20-1
-----------	-----------------	-------	-------	----------------

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和7年7月14日	松本てるみ後援会	田中 憲男	松本 典之	越前市東千福町21-35

福井県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年8月19日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和7年5月24日	鯖江市医師連盟	野尻 裕之	代表者	野尻 裕之	木水 潔
			会計責任者	柳沢 博史	谷川 一志
令和7年6月18日	自由民主党福井県トラック支部	水島 正芳	代表者	水島 正芳	清水 則明
			会計責任者	齊藤 誠一郎	北村 直洋
令和7年6月18日	福井県トラック事業政治連盟	水島 正芳	代表者	水島 正芳	清水 則明
			会計責任者	齊藤 誠一郎	北村 直洋
令和7年6月26日	福井県歯科医師連盟	前川 彰男	代表者	前川 彰男	近藤 貢
令和7年6月26日	福井県ひがなつみ後援会	前川 彰男	代表者	前川 彰男	近藤 貢

令和7年 6月26日	山田宏福井県後援 会	前川 彰男	代表者	前川 彰男	近藤 貢
令和7年 6月26日	自由民主党福井県 歯科医師支部	前川 彰男	代表者	前川 彰男	近藤 貢
令和7年 6月26日	自由民主党福井県 遺族会支部	酒井 秀和	代表者	酒井 秀和	宮内 欣也
令和7年 6月26日	日本遺族政治連盟 福井県支部	酒井 秀和	代表者	酒井 秀和	宮内 欣也

福井県選挙管理委員会告示104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年8月19日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和7年3月31日	しまだ欽一後援会	伊部 晃裕
令和7年5月27日	福井市商店街政策懇話会	前側 宏